

# 札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の概要

札幌市建設局総務部道路管理課

## 1 地区指定の経緯

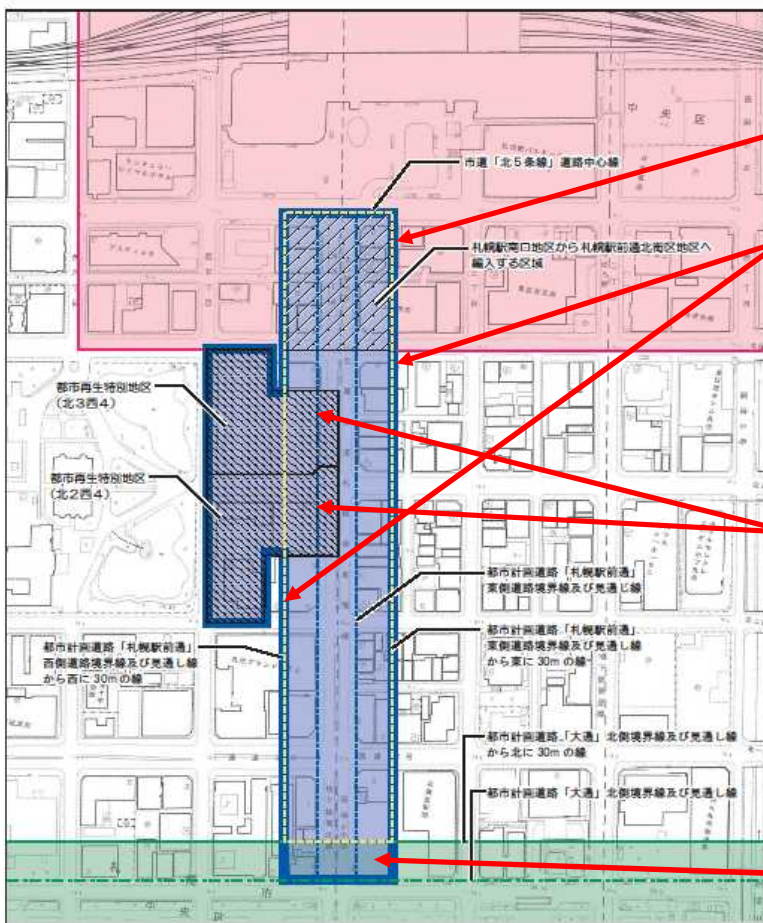
札幌駅前通北街区地区については、札幌のメインストリートとして良好な景観形成を図るため、札幌市都市景観条例に基づく「景観計画重点区域」に指定されております。

当該区域内の特色を生かした屋外広告物掲出のルール作りを行い、区域の良好な広告景観の形成を図ることを目的に、当該区域を札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定するため、平成 21 年度より札幌市屋外広告物審議会専門委員会において検討を重ねてまいりました。

このたび、平成 23 年度第 2 回札幌市屋外広告物審議会において、検討結果について了承が得られたことから、当該地区指定について決定を行いました。

## 2 区域

札幌駅前通北街区地区  
景観保全型広告整備地区 区域図



- 札幌駅前通北街区地区 (景観保全型広告整備地区)
- 札幌駅前通北街区地区 (景観計画重点区域)
- 大通地区 (景観計画重点区域)
- 札幌駅南口地区 (景観保全型広告整備地区・景観計画重点区域)

### 3 基本方針

- (1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出
- ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。
  - イ 札幌駅と大通公園を結ぶメインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力ある街並みをつくるため、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。
  - ウ 市民及び来訪者の交流街区として、案内誘導機能の充実に図るため、体系的な案内サインの配置に配慮する。
- (2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出
- ア 当該景観保全型広告整備地区内では、優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。
  - イ 広告物等を表示又は設置しようとする者は、その質的向上を目指して、専門家にデザインの評価を受けるなどの自主的取組みを行う。

### 4 許可基準のおもな内容

#### (1) 掲出できる広告物の種類・用途

用途等	広告物の種類
「自家用広告物」に限定	屋上広告物
「自家用広告物」又は「案内誘導広告物」に限定	壁面広告物、突出広告物、地上広告物
掲出禁止	柱状広告物、立看板、電柱広告、アドバルーン広告

第三者広告物(貸し看板)の掲出は禁止

#### (2) 中層部(建築物の4～7階)・高層部(建築物の8階以上)への広告物の設置制限

広告物の種類	おもな基準内容
屋上広告物	高層部にあたる場所には、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク以外の表示が不可
壁面広告物	中層部、高層部と高くなるにつれ、広告物の表示方法等が制限されていく
突出広告物・地上広告物	中層部以上の高さへの設置は不可

#### (3) 屋上広告物に係る規制

- ・塔状(ロケット型)の広告物等の掲出を禁止
- ・立体構造の広告物等を屋上の一部に単独で設置することを禁止
- ・広告物等の高さは設置する箇所までの高さの5分の1以下、かつ5m以下(原則)
- ・広告物等の面積規制は撤廃

(4) 自主的組織に関する特例許可(自家用広告物に限定)

自主的組織(地区内の事業者等が地区内の広告物の質的向上を目的に設置し、かつ、市長の承認を受けたもの)において「デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものである」と評価され、かつ市長が認めた場合に限り、許可基準に適合しない場合でも広告物等を設置することができます。

特例許可制度の濫用を防ぐため、自主的組織の設置には条件を設けております。

5 経過措置

区 分	許可申請について
既存の広告物等のうち、施行後の基準に適合しなくなるもの (施行の時点で既に許可を受けている等、適切に設置されているものに限る)	既存不適格となる広告物等について、「施行日から 年以内に限り掲出を認める」という規定は設けない。 ただし、既存不適格広告物の掲出者に対しては、広告物等の早期改修の意識向上に資するため、当該広告物等の継続許可申請時に、通常の申請書類のほか、「既存不適格広告物等に係る申立書」を添付してもらうものとする。
施行後の新設・改修(意匠・構造等の変更・改造・移転等)	新たに施行される基準による申請が必要